

平成 26 年

新 城 市 教 育 委 員 会

2 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成26年2月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 2月24日(月) 午後2時30分から午後4時25分まで

2 場 所 勤労青少年ホーム研修室B

3 出席委員

瀧川紀幸委員長 馬場順一委員長職務代理者 川口保子委員
花田香織委員 原田純一委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
小林義明教育総務課長
原田隆行学校教育課長
鈴木隆司生涯学習課副課長
請井浩二文化課長
山内祥二文化課参事
加藤貞亨文化課参事
佐宗勝美スポーツ課長

5 書 記

櫻本泰朗教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 協議・報告事項

(1) 3月定例市議会について(教育部長)

(2) 私立高等学校等授業料補助金制度の改正について(教育総務課)

(3) 平成25年度長篠城址史跡保存館歴史講座について(文化課)

日程第4 そ の 他

(1) 新城市総合計画審議会委員の選出について(教育総務課)

(2) 臨時教育委員会会議について(学校教育課)

○委員長

ただいまより、平成26年2月定例教育委員会を開会いたします。

日程第1 会議録の承認

○委員長

日程第1 前回会議録の承認ということで、皆様のお手元に事前に配付されていると思いますが、御異議はございませんでしょうか。

それでは、署名をお願いいたします。

(会議録署名)

日程第2 教育長報告

○委員長

それでは、日程第2 教育長報告です。和田教育長、お願いいたします。

○教育長

お願いします。委員さんの机の上にソチオリンピックの号外が何部かありますが、さまざまなドラマの感動を残して閉会いたしました。2月は逃げると言われますが、本当に瞬く間に月末を迎えました。では、2月の動きについて説明させていただき、その後、前回臨時教育委員会議で御検討いただきました教育方針についてと、二段構えで教育長報告をさせていただきたいと思います。

まず、2月の動きですが、2日に鳳来寺山自然科学博物館が昭和38年の開館以来50周年を迎え、記念式典を行いました。こうした博物館が50年維持してくるというのはなかなか大変なことなのですが、やはり鳳来寺の博物館は学術委員、友の会、地元地区、ボランティア等、さまざまな方の支援によって成り立っていると思います。これは全国でも非常に特徴的な博物館運営ではないかと思うわけですが、そんな中で本当に50年の歩みというのはすばらしい歩みであったなということを思います。

ちなみに調べてみたのですが、38年に開館し、昭和40年にコノハズクが県の鳥、県鳥になりました。それから43年に田口線が廃線になりました。46年に鳳来寺山パークウェイが開通しました。それから50年、NHK開局50周年記念でブッポウソウの全国放送がありました。それから昭和60年からブッポウソウの鳴き声が途絶えてしまいました。平成17年に3市町村が合併しまして、平成18年に作曲家の富田勲さんが「鳳来寺山のブッポウソウ」ということで、「ブッポウソウ帰ってこいよ」の歌を全山に放送設備をしまして収録いたしました。鳳来寺小学校の子供たちと庭野小学校の子供たちが、あの幽玄な鳳来寺山で歌を歌いました。それから平成22年に鳳来寺高校が閉校し、今日も運営委員会があったのですが、23年に新城ジオパーク構想ということで、今その歩みを進めております。そんな歴史があるわけですが、次の50年を目指したときには、やはり博物館の使命というのは保管、展示、研究調査といったことが博物館法にも規定されているわけですが、まさにこのジオパークということを目指すならば、市民意識として、この新城の恵まれた自然に対する意識を高

めて、そうした資源を観光や経済やさまざまな生涯学習に生かせるようにしていくように、打って出るというのが今後の使命なんではないかと思えます。

それから4日火曜日、東栄町の町教委を訪問しました。この時に有名な日本画家である豊橋出身の高畑郁子画伯の放下おどりの絵を見せてもらったり、御園天文台や、日本有数の写真家である竹内敏信という方の作品や、その方が使ったカメラなどを見せていただきました。今後、高畑画伯の画題が放下おどりということもあり、新城との関係もより深くなっていくのではないかと思います。

それから5日ですが、スイスの民俗音楽鑑賞会が新城小学校で行われました。万博でスイスが新城市のフレンドシップの国であった関係で、この民俗音楽鑑賞会、実はスイスと日本の国交樹立150周年記念ということで、大阪・東京で演奏会が計画されましたが、「ぜひ新城でも」ということで、演奏会を行っていただけました。ヨーデル歌手の伊藤啓子さんや民族楽器の演奏で、新城小学校と新城中学校の子供たちと一般の方々が鑑賞いたしました。

その中で団長のシドラさんという方が見えたのですが、友好都市とか世界姉妹都市とかありますが、じゃあ本当に友好ができますかと言われました。今新城がフレンドシップをやっていますが、新城市民の中でフランス語の話せる方が何人いますか、ドイツ語の話せる方が何人いますかと。言葉が通じなくて本当に心の交流ができますかという話をされました。まさに形だけでなく、市民レベルで草の根の交流をするためには、言葉というのが大事だなということを痛感いたしました。

新城がニューキャッスルアライアンスでさまざまな国のニューキャッスル市と交流していますが、やはり本当の意味で心をつなぐのは言語だな、英語が共通語としてその心を伝える武器になるということ、シドラさんの言葉から痛感した次第です。

それから同じ5日に、三河都市教育長協議会を新城市で開催いたしました。いつも開催市の市長に講話をいただくのですが、穂積市長が首長と教育委員会の関係ということで、日ごろ主張して見える市長の考え方をお話ししていただきました。やはり列席しました教育長たち、これだけ首長さんがきちっとした考え方を持っていていただけるということは大変すばらしいことだと、皆さん感銘しておりました。

また、その夜ですが、鳳来北西部地区の小学校の再配置ということで、これまで鳳来寺・海老・連谷の3小学校で協議を進めておりましたが、鳳来西小学校地区もぜひこの再編の話し合いに加わり統合を目指したいということで、この5日から加わって4校でこの検討委員会を行うということで改めてスタートし、12日及び26日に検討委員会が行われました。

それから6日に蒲郡市で東三河委員長教育長会議、教育委員研修会が行われまして、ジャパンティッシュ・エンジニアリングの小澤社長の話がありましたが、まさにiP S、あるいはSTAP細胞という今話題になっている内容でした。再生医療の産業化、そういうテーマでお話ししていただきましたが、このジャパンティッシュ・エンジニアリングの企業理念は「人類が生存する限り成長し続ける企業」ということで、この志というのはすばらしいものだなと感銘いたしました。教育も人類が生存する限り必要な人

間としての営みなのではないかと思えます。

7日金曜日ですが、青年教師・女性教師と教育長との意見交換会を行いました。多忙化ということテーマに行ったのですが、青年教師の皆さんが日ごろ忙しいと感じていることを聞き聞いていましたら、子供理解の面、教材研究の面、校務分掌の面ということで、ほとんど本務にかかわることだなということを感じた次第です。ということであれば、やはり若い時代には買ってでも苦勞しろということ、本務の部分で精一杯やることにおいてはいいであろうと。ただ、その時間的な部分でいろいろとられることは、やはり校務の改善と、学校全体にかかわる部分での改善の余地はあることを感じました。

それから12日には、愛知県の派遣指導主事のあり方検討会が行われました。県からの派遣指導主事は、県下の市には2分の1県費、2分の1市費ということで2人ずつ派遣されています。県がこれを何とか削ろうという話をしているので、それはまずいと。市町村教育委員会と愛知県教委は、今非常に円滑な関係になっているので、それを維持するためにも必要なことだと、そうした県の方針に対して一考を促したいという意味での発言を行ってきました。

それから12日水曜日、新城市の新任教職員の研修会を行いました。最後の研修会ということで、12名の新任教職員が今年新城市に赴任していますが、皆さん元気でこの年度末を迎えているので一安心しました。今後の成長を期待したいところです。

それから19日水曜日に、桜丘高校で、千郷中学校出身の大谷杏奈さんが自転車の全国大会に出場ということで挨拶に来ました。

それから20日、保存館と資料館の運営審議会が行われました。来年度、保存館が50周年の記念を迎えます。

それから3月定例市議会が始まります。

3番目のその他ですが、4点お話ししたいと思います。

1点目ですが、新城出身の書道家、続木湖山先生を御存じでしょうか。書家であるということ、それから八名黒田出身であるということ、それから翠軒流のすばらしい達人だということは私も承知していたのですが、先日来客があったときに、その方が日本の教育書道界の重鎮であり、文科省の学校教育書道に貢献してみえたことを初めて知りました。過日、湖山先生の生誕100周年記念ということで、京都で展示会を開かれたそうですが、このことについてもやはり地元の方々はほとんど知らないということです。続木湖山先生は、東京学芸大の教授であり、全国大学書写書道教育学会会長や日本書写技能検定協会会長等を務められたということで、平成18年4月に95歳でお亡くなりになっております。

それから2つ目ですが、新城特別支援教育実践ツール集「やまびこ」という冊子が発刊されました。これは新城市の特別支援教育部会の先生方が、日ごろの実践100例以上をまとめたものです。今後現場で生かされ役立っていくものと思えます。巻頭言に、特別支援教育に対して、夢は「当たり前支援教育」。特別な支援じゃなくて、障害を持った子供の支援は、そんなものは当たり前の支援教育になりたいと書かれて

いるのですが、まさにそれが理想かなと思います。その文章の中で、特別支援担当の先生は何が特別かといえば、その学校で一番笑っている先生かなと思うことがある。できて笑い、できなくてもっと笑い、それじゃこれならどうだと次の一手を考える。この本の中にある多くのツールは、そうした平凡な日常の積み重ねの中から生まれてきたアイデアに違いないと。日ごろ特別支援教育に取り組んでいる先生方の実践集ということで、素晴らしいものができたかなと思います。

3点目、4点目は情報提供です。3点目、新城の冒険家である成瀬陽一さんの講演会が3月1日に開かれます。きのうたまたま岡崎の会議から家に帰りテレビをつけましたら、BSNHKに出ていました。どういった内容かということ、立山に「称名の滝」という日本一の滝があるんですが、この滝を私も見たことがあります、登ろうなんてことは考えません。日本一の落差350メートルですが、その滝を登っていくんですね。登っただけでなく、その滝の上がどうかななんて全然知りませんでしたけども、両側を峡谷に挟まれた下ノ廊下という人の通れないような、ところがずっと続いているのですが、そこを踏査していくという、冒険談義をやっていました。その方がこの成瀬さんという方です。黄柳野高校の講師もやってみえて、黄柳野高校の子供たちを自然の清流の中に連れて行って、いろいろ教育活動を行うといったこともされてみえます。

それからもう一つは、「めざせ明日のまちづくり事業成果報告会」です。3月2日に行われます。各地域が、地域の文化や教育、子供の活動に取り組んだという事例も多くありますので、参考になるのではないかと思います。

以上ですが、もう一つは平成26年度の「教育方針」についてです。別添資料にありますように、前回臨時教育委員会会議で御検討いただきましたことを参考にまとめてみました。3月の市議会の初日に、市長の予算大綱の後、この教育方針を説明させていただきます。タイトルは『新城「共育」を推進』ということで、「はじめに」の中には今教育委員会制度のあり方等が非常に話題になっておりますが、そういったところでやっぱり教育基本法の原点に立ち返ってどうなんだということを問題提起しまして、2として「学校を共育の拠点に」、それから3「学校再配置の動向」、そして4「道徳の地域化」、それから5「学校教育の充実」、6「スポーツ振興計画の策定とDOSの推進」、それから7「ジオパーク構想の推進と文化財の整備」ということでまとめました。以上です。

○委員長

ありがとうございました。

それでは教育長報告と、この平成26年度の新城市の教育方針説明について、何か御質問、御意見がございますか。

○委員

立派な教育方針だと思いますが、1つ気になるのは、1ページの新城の学校教育では、健康・スポーツ、躰・習慣、遊び、学びの4つの視点を設けて実践していますとありますね。僕は前から思っていたのですが、学校の役割は体育や徳育ではなくて、

知育が中心でなければいけないと思うのですが、徳育・体育はそれに付随してやっていくもの。従来、知・徳・体という言い方をしていますが、あえてひっくり返すような形で言うのは、地域としての学校の役割を何もかも抱え込んでいるようなことであってはまずいなと思うのですが、都市部のほうに行くと既に、勉強は塾でやるからいい、学校は楽しければいいというような、そういう風潮も出てきているというようなことも聞きます。ですが、こういう形でまずは体、それから規律というような、最後に学びというふうにするのが、一般受けはいいと思うのですが、これも一種のポピュリズム、やはり学校は学びが中心だよという姿勢を守っていったほうがいいのではないかと思います、どうでしょうか。

○教育長

学校教育基本計画で昨年度計画したのを見ればわかりますように、この4つの視点を協議会で検討して、新城教育はこの4つをやっていくとしています。その中でいわゆる学校教育として何に取り組むかという、紙面を見るとわかりますが学びはもう半ページ全部を使っています。学びということは当然のことであって、学校生活のほとんどは教科教育です。しかし、やはり新城教育としては健康、これがあって学びが成立する。それから社会生活において、マナーや礼儀が身につけていないと、学びだけでは通らない。しかも、今、家庭や社会の教育力を考えたときに、そうした部分をかなり学校で補完していかないと、一人の国民としての人格の完成、あるいは社会の形成者として成長はかなわないだろうということで4つの視点を設けて、しかも一番生きる力のもとになる体というもののかなめに、底辺に据えていこうということ、知の部分の当然行うのですが、体のベースは大事にしていこうということによってなっています。

○委員

そういう誤解が起きなければいいなという懸念を持ちました。

○委員長

委員のおっしゃることは非常によくわかります。やはり学校とは学ぶ場所だと思いますので。

最近学校の体育がどうかは別として、今オリンピックをやっていますが、アスリートインテリジェンスという言葉があります。アスリートが一つの、例えばスノーボードでもスキーでもいいですが、1つを究極まで突き詰めていくと、要は知恵と頭の思考回路をガンガンに回転させないと、なかなかそのスポーツをきわめられないというのがあって、そのアスリートのインテリジェンスというのは非常に大事になってくるということです。それは知力がないと、要は体力というかアスリートとしての機能も果たさないという話がありました。もし学ぶとすれば、やっぱりそういうところは学んだほうが良いような気がするんですね。何となく体だけ鍛えるという話ではなくて、もし部活動でどうしても野球がやりたいというのであれば、野球を体でやるんじゃなくて頭でもやれるような子供になれば、そういう知力も上がっていくという、指導側でそういうことを教えていくというのもすごく大事だと。何もアスリートになれという

わけじゃなくて、そういう流れの中にありますよということは教えていくべきだろうという意見です。

○教育長

結局この4つをつなぐのは、いわゆる知るというほうの知力だけじゃなくて、その下へ日を書いた生きる智慧、智恵というのは単にこの知識だけじゃなくて、総合的なものであるという捉えが底辺にあるのですが。それこそが生きる力だと思いますが、そうしたことは、あまり取り上げられていないですね。体なら体力だけ、知なら知力、学力だけという形ですので、そういった総合的なものを目指そうと思うので、あえて体力とせず、健康・スポーツと、健康管理ができる人間は、自立した人間でないとできないと思います。だからトップに持ってきているのです。自己のいわゆる健康維持管理ができる人間、食育にしても、日常の生活リズムにしてもそうですが、それらができなくていわゆる知力だけじゃだめだよという部分、それを強調しているというところもあるんですね。

○委員

学校教育ではというふうに書いてあるんですが、これは全部学校でやりましょうと言っているわけではないですよ。これは全部学校の先生にやっていただきましょうと言っているわけではなくて、学校は「共育の拠点」になりますよということであって、それをうまく地域の力を活用していきましょう。この後ずっと読んでいくと、教頭先生が共育コーディネーターをやっていって、そのモデルをそれぞれの地域で、学校でつくってってもらいましょうと、そういうイメージがあると思います。そのところをこの文章1つだけで伝えていくことではないと思いますが、これで学校に任せられてほっとしたわ、私、というようなイメージを持たれないような、私に何かできることはないかしらとみんなに思ってもらい、参加してもらい、できることで貢献ができてよかったと言ってもらえるようなステージをどんどんつくっていくことで、言われているような、学校は本来勉強をきっちり教えるというふうなことが何より大事なんじゃないのと言われた先ほどのお考えというのもできるのではないかと。今の状況でいくと、一生懸命勉強するといっても体力がないのに集中力が続きませんという話でしたり、しつけと一言で言ってしまってもいいかわからないですが、そういうところがきちんとしていないので教えてもらう姿勢もできていませんということだと思います。勉強がきちんとできるような環境を、いろいろな場で、いろいろな人がつくっていくというイメージかなと思います。その辺をもう少しこの言葉で理解してもらうようにするためには、少し時間がかかるかという印象を受けました。

いろいろなところで言えますね。学校でといったときに、教育委員会が一体どこまで所管しているのかということだったり、今話をしているのは、地域全体で子供を育てるといふ話なのか、学校の先生がやるという話なのか。特に先生方はこれ以上仕事が増えてしまうと大変ですが、その辺の言葉の使い方と解決できるのか、もう少し違う話で、これは学校の先生がやることで、これは学校を拠点として地域でやることなのかというのがうまく整理ができる枠組みというか、共通のコミュニケーションツ-

ルのようなものができる、お互い理解しやすいと感じました。

○教育長

もう一つ補足させていただいていいですか。

その部分の3つの段落をつなげて見ていただきたいと思います。新城の「学校教育」について述べ、次に子供も大人もともに過ごす「共育」を述べ、その次に「生涯学習」を述べてるんですけども、真ん中の段落が非常に大事で、「子供も大人も、『共に過ごす』場所と時間を得て、『体』『徳』『知』の『三学』を『共に学び』合う機会を設け、『共に育つ』感動・創造・貢献の喜びを共有し、楽しく生きる力を獲得していこうというのが新城の『共育』です」と。「『共育により、個人的には『生きる喜び』、社会的には『地域に元気』が生まれます」と。次に新城の生涯学習ではということ、ここもやはり同じようなことを両方の視点で育てていこう、という視点でありますし、学校教育だけで知育が賄えるという時代ではないことは明白ですので、やっぱり共育でやっていかななくてはならないというのが基本的スタンスになるわけです。

○委員長

多分子供に「スポーツをやっているといふところじゃないぞ学校は」と言いたいんですね。とりあえず学校は学びの場所であるという話なんですけど、それは私もそう思います。

○委員

これはやはり中学生議会のようにフリップボードを使って実態を説明されたほうがわかりやすいですね。

○教育長

いい図案ができるかどうか。

こういうのをパワーポイントを使って説明できるようになれば、議会はすごくやりやすくなると思います。口頭だけじゃなくてパワーポイントでどうなってるとなれば、フリップボード以上にわかりやすくなりますね。

○委員

パワーポイントはだめなんですか。

○委員長

基本、読み上げの説明ということですか。

○教育部長

読み上げです。この方針説明に対して、議員さんから質問が来るといふような形になるものですから、この文章はやはり必要なんですね。

○委員長

他に何かございますでしょうか。

○委員

済みません、5日の都市教育長協議会で、穂積市長がどんなことをおっしゃったのでしょうか。

○教育部長

これは市長のブログにここ2回にわたって掲載していますので、それを読んでみてください。

○委員

はい、わかりました。

○教育部長

結構市長が難しいことを言ってますから。

○教育長

いろいろ教育委員会でも、委員との交流会でも言ってみえることです。

○教育部長

基本的には、今の首長へ権限を渡していくという方向は反対だというスタンスです。

○委員長

ほかに何かございますか。よろしいですか。

教育方針のほうもこれで読み上げになると思いますが、よろしいですか皆さん。

○教育長

委員さん、さっき「道德の地域化」について言われていましたが。

○委員

私はこれを読ませていただいて一番目を引いたのは、やはり「道德の地域化」とはっきり明言されたことです。このことはすごく特化することだと私は思っております。今、家庭の道德教育が下がっているわけですが、地域の教育の力も下がっているわけです。それをあえて高めていただくということは、やはり共育にもつながりますし、明言されていていいことだなと思いました。

○教育長

「共育^{いいに}12」なんかが単に字面でなくて、実際に家庭においてどうなのか、地域においてどうすることがそうなのかとか、何が大切なのかということを考えていただくと一番ありがたいなと考えて、難しいことですが実行に移されていければ、それが「道德の地域化」ということで、本当の意味での道德教育になっていくんではないかなと思います。

○委員長

ほかにはよろしいですか。

2月18日に愛知県の教育委員会の連合会の会議が小牧でありまして、私が出席したのですが、その中でテーマが2点ありまして、また教育委員会で議論したいと思っています。1つは土曜日の使い方、週休2日の月から金で文科省は動いていますが、土曜日でもフレキシブルに使っていいよという、ちょっと曖昧な打診の仕方ですが、土曜日をどうするかという話が出ていました。もう一つは英語の教科化で、小学校3、4年生ぐらいからの英語教育という話題が出ていました。これについても新城としてはどういうふうに捉えるかというような議論をしてもいいのかなと思いますので、また研修会などでやりたいなと思っています。

日程第3 協議・報告事項

○委員長

それでは、日程第3 協議・報告事項に移ります。(1) 3月定例市議会について、夏目教育部長、お願いします。

○教育部長

3月の定例市議会について少し話をさせていただきます。3月の議会は2月26日、から3月20日まで、23日間の会期で行われます。招集告示は2月18日でありました。2月26日が本会議第1日目で、このときに市長の予算大綱説明、それから教育長の教育方針説明が行われます。予算大綱説明と教育方針説明につきましては、テーブルで生中継されます。それから本会議の第2日目が3月10日、第3日目が11日で、その2日間が一般質問であります。予算大綱説明、それから教育方針説明につきましては、議会の各委員会に代表者質問があります。それからあとは通常の個人ごとの一般質問が行われるというような形であります。3月12日に本会議第4日目、これは一般質問が延びた場合の予備日になっております。それからほかに提案している議案の審議が行われます。翌日13日の午後1時半から、厚生文教委員会があります。それから17日月曜日の予算決算委員会は当初予算の審議が行われます。3月20日が最終日であります。この日は午前中に小学校の卒業式がありますので、午後からの開始になります。それとちょっと言い忘れましたが、2月26日の本会議第1日目ですが、初日に採決をしてしまう議案がございます。これは今年度の補正予算、それからまた後ほど説明をしますが、4月から消費税率が上がります。公共施設のもろもろの使用料の改定が税率アップ分につきまして行われますので、その関係の条例改正の議案が初日に採決されます。

今回の議案は、報告案件が1件、それから議案が83議案です。そのうち教育委員会に関係する議案は、先ほど申し上げました消費税率の改定に伴います使用料の改定というのが2議案で、1つは地域文化広場の条例改正、それから作手のリフレッシュセンターの条例の一部改正が予定されています。それと公民館の設置条例の一部改正が行われます。鳥原の公民館が地元に移譲されるということで、この公民館条例から削除するというものです。それからもう一つ、新しい条例を制定します。新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例です。これはオーエスジーの創立75周年記念といたしまして、今回新城市に1,000万円の寄附をいただきました。これをこの基金に積んで、後々有効に活用させていただこうというものです。それから直接教育委員会から出ている議案ではないですが、人事課から出ている議案で、教育委員さんの選任同意の議案があります。瀧川委員長さんの関係です。

あとは当初予算と補正予算です。当初予算の内容につきましては教育方針説明を読んでいただければ、その中に大きな事業につきましては網羅されておりますので、よろしくお願いします。

一般質問ですが、まだしっかり出てきておりません。きょうの段階ではお1人出ていますが、締め切りまでにいろいろ出るかと思えます。以上です。

○委員長

何か御質問はございますか。

それでは（２）番のほうへ行きます。私立高等学校等授業料補助金制度の改正について、教育総務課、お願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課からお願いします。お手元の資料に、新城市私立高等学校等授業料補助金交付要綱案という形で、正式に言うと要綱の一部改正の案という形になりますが、ちょっと別添にお配りしましたA3の表の資料を見ていただけますでしょうか。こちらで見たほうが改正の内容がわかりますのでよろしくをお願いします。現在、私立高校、それから専修高校の高等科へ通う生徒の保護者に対しまして、保護者負担の軽減のため、その世帯所得により違いはありますけども、国や県の補助の20分の1を市の上乗せとして補助をしております。来年、新年度4月から入学する新1年生に対して、国・県の補助制度が変わってくるという情報が出ておりますが、この補助内容の変更に伴い市の要綱を見直すということでもあります。

実際にその表を見ていただきますと、向かって左側の図が平成25年度の現行の制度です。グラフの下のほうに、市民税所得税割というところで年収があります。甲Ⅰ、甲Ⅱ、乙Ⅰ、乙Ⅱ、その他という分類になりまして、まず250万未満、350万未満、610万未満、840万未満、840万以上でこれは上限はありません。ということの上を見ていただきますと、甲Ⅰのところは国の支援金という形で23万7,600円、それから甲Ⅱが17万8,200円、乙Ⅰ、乙Ⅱについては、国は両方とも11万8,800円ということでもあります。それからその他についても11万8,800円。それに対し、愛知県が白抜きのところでもあります。県の上乗せの、国の支援金に対して上乗せをしております。現行でいうと、それぞれの甲Ⅰから乙Ⅱまで県が上乗せしております。さらにまた網かけのところ、今度は市の負担金額という形で、これは国と県の支援金・負担金を合わせたものに対して、20分の1のものを上乗せしております。総額で見ますと、甲Ⅰ、いわゆる生活保護世帯でいきますと、41万760円というのが現行の補助という形になります。ちなみに今近隣の私立高校の授業料が、藤ノ花で40万8,000円、桜丘で42万円、豊川高校で40万2,000円と聞いております。これはいわゆる高校の授業料のみなので、その他の経費は入っていないかと思えます。そういうふうに見ますと、ほぼ甲Ⅰの世帯につきましては、一応上限が41万760円ということではありますが、これはその授業料の上限を限度とするということでの市の負担金最高額が1万9,560円でありますけども、それを超えるものについては補助しないということになっております。

今回、国の改正が向かって右のほうになります。見ていただくと、年収のランクが若干変わってきております。甲Ⅰが250万、甲Ⅱが350万、乙ⅠのAというのが590万、乙ⅠのBというのが610万、乙Ⅱが840万、その他が910万未満というふうになりました。つまり910万以上の方については、国の支援金というのが出ないというのが報道等に出ております。これに対して県の予算の発表がありまして、

県が白抜きであります。国は今回なぜ910万以上かということで、世帯の所得が910万以上の方については今後補填をしないという考え方です。11万8,800円というのは月額に直すと9,900円、これは公立高校の1カ月の授業料であります。つまり公立高校を無償化にしてる分は国は支援していくというのが、11万8,800円の金額になります。910万以上のところを今度なくしてくるということになりましたが、その分をいわゆる所得の少ない世帯に回すという国の考え方でありますので、左右、国の支援金を見ていただきますと、各階層で少しずつ今度の改正金額は上がっております。そうしますと国は手厚くなったということなんですが、実質的には愛知県の場合は県が私学助成についてかなり重きを置いてるということで、県の上乗せがあるものですから、例えば甲Ⅰについて、国が伸びた分は県の負担金を減らしていくということになります。ただ見ていただきますと、市の負担金を同じように20分の1を上乗せしますと、若干上乗せがありますが、先ほど申しましたように既に近隣の高校の授業料は超えておりますので、甲Ⅰの方については余り従前と変わらないという形になります。そうしますと、ちょっと見ていくと乙Ⅰランクの方が今度の改正で少し補助が、数万でありますけどもふえるかなと。それから乙Ⅱの方も同じになります。

今回国の基準に合わせまして、この所得制限910万以上の方というのを、市に対してもまず上乗せ補助というのをやめていくということが一つの改正。もう一つはお諮りしたいところですが、その他のいわゆる840万以上、910万未満というところを見ていただきまして、従前は840万未満、国の補助に対して県の補助がなかったんですが、市の補助は上乗せを20分の1しております。今回はその他のランクも合わせて、国の補助のみという形で整理をさせていただいております。これはいわゆる所得基準に合わせて国が基準を1つ設けてきたということに合わせて、市の上乗せ補助も考えてみたらどうかということで、案としてつくっております。その考え方としては、国の基準というのはあくまでも今まで乙Ⅰ、乙Ⅱ、その他についても、県の公立高校へ通う生徒さんの授業料分を補助しているということで、いわゆる私立と公立の格差の是正をこのランクについてはしていないということになります。それに対しては愛知県がその私立分の是正をしてきたというのが、この乙Ⅰ、乙Ⅱのところになります。そういうふうにと考えると、その他については国も私立、公立の格差是正はしていないということと、県もそこについては格差是正をしていないという状態にあります。そこに対して市が今までは一部補助をしていたということでありましたが、今回の改正で一度整理をしてみたらどうかということで、案として上げさせていただきました。

この改正については来年度新1年生の生徒さんを持つ親御さんから対象となります。ですので、新2年生、3年生の方は、現行制度のまま行くという形になります。公立高校についても同じでありまして、この910万以上の方については9,900円の補助がなくなります。これはあくまでも1年生ということで、2年生、3年生については無償化が継続するという形になります。

これを見ていただき、もとに戻って今回の要綱であります。4枚めくっていただきますと新旧対照表があります。この表を見比べていただきますと、今回実際に補助金の改正に伴うものもあるんですが、この補助金要綱自体にちょっと不備がありましたので、あわせて整理をさせていただくということを考えております。第2条の別表1及び2という改正は、もともと別表1しか表現がなかったものですから、1及び2という形になります。次のページにその他のランクが旧ではあったのを、今度の上乗せ補助をもししないとすれば、ここの部分を新の要綱からは削除するという形になります。次の別表2も、右のほうの特別措置のところは別表2という表記がなかったものですから、あわせて別表2という表記をするということになります。別表2中も、これは専修学校も同じ扱いということになります。その他を市については削除するという形になります。それから次のページ、4条関係、これも表記が1号様式(4条関係)というものが抜けておりましたので、追記をするという形になります。それから次のページの表中、2号様式(第5条関係)の表中その他の項目も削除するという改正案を示しております。済みません、1つ説明を漏らしました。今回は私立高等学校の補助と、専修高等課程の授業料の補助も同じように改正と考えております。

基本的に考え方は、国・県の補助に対する20分の1は同じでありますし、その他のところの上乗せ補助をやめる。それから910万以上のものについては、国・県の補助がなくなってくるという考え方があります。

ちょっとわかりづらいところがありました。説明については以上です。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、この補助金制度の改正について、何か御質問等がありますでしょうか。

○委員

ちょっと確認でいいですか。まず国・県のということは、国と県をプラスしたものの20分の1ということですね。

○教育総務課長

そうです。

○委員

それから、先ほど私学の補助検討資料を説明していただいたんですが、その右側の下のところに他都市の状況というのがありますよね。これを見ると、新城は結構小さな市なんですがそれなりに補助をしていて、その他のところを見ると他の市では補助していないところも結構多いと、そういうことですね。

○教育総務課長

そうですね。近隣でいきますと豊橋、豊川はしていませんし、蒲郡もそうですね。

○委員

それで事務局としては、基本的にさっきのその他のところの市の負担額については、原案はどういうふうにするんですか。

○教育総務課長

基本的に国の考え方はこれで見ると限りでは、先ほど言いました9,900円の公立学校の無償化部分の同額分を補助していくという考え方をしております。私立高校と公立高校の格差という部分の補填は国も県もしてないということを考えると、市も上乘せ補助という概念でありますので、今回整理をしてもいいのではないかとこの考え方を持っています。

○委員

私もそれでいいんじゃないのかと、今説明を聞かせていただいて、それが妥当じゃないかなというふうに思いました。

○委員長

ほかには何か。

○委員

新城市の今までの、昨年度で結構なんですけど、補助金の総額というのはどのぐらいですか。

○教育総務課長

左側の下の表にある25年度決算見込みというのがあります。一番下の表です。その一番右側のところに人数があって、計のところがあります。272万8,000円というのが高校で、専修はないです。

○委員

わかりました。

○委員長

ほかには。

○委員

具体的にまだよく理解できていないのですが、愛知県の場合はほかと違って家庭的に恵まれた子たちが県立高校に行っていて、むしろ恵まれない子たちが私立高校へ押し出されるという傾向は今もあるんじゃないかと思うんですが、ほかの県と違ってこの辺のそういう形の教育機会というのは守っていかないといけないというふうに思います。最近はどうですか、そんなことはありませんか。

○学校教育課長

特にそういうふうな所得と進学先の関係ということは聞いてなくて、それぞれ自分の行きたいところ、あるいは力を試したいところへ行くという傾向であって、特に所得でそういうふうになることは最近聞いていません。

○委員

昔、進路指導をしていて何かそういう感じを、例えば東京ではまず私立へ行って、それで私高公低というのかそういうところがあったのが、愛知県は逆だったので、やはりそういう子たちも教育機会は何とか守っていききたいなという気持ちはあるのですが、そういう傾向が今はなければいいのですが、どうでしょうか。

○委員

今おっしゃられたことはそのとおりだと思いますが、この授業料の補助ということ

に関していうと、恵まれない子供にはそれなりに手厚くやってあるし、所得の多い家庭に対しては多少は減っていくけれども、今問題にしているのは910万未満から840万以上ですよね。この840万というと12で割ると70万なので、月に70万をもらっている家庭の子というのはかなり裕福ですよね。だから別にそののこのところについては原案どおりで私はいいと思います。

○教育総務課長

これをつくるに当たって、ちょっと他県を調べてみました。そうしますと県の上乗せ補助が、例えば東京とか大阪、愛知、兵庫とか神奈川、ここでは県のホームページを見ると県の上乗せは出てきます。ほかの県を見ると県単独というのは出なくて、このことについては文科省のホームページへというリンクだったりします。そうすると県によっては県の上乗せや市の上乗せというようなものもやってない。だからこそ国がこの説明の中に、いわゆる高い所得のところのものを、今回を減らした分を低所得者に回しますという説明をしたんですけど、愛知県については余り変わらないわけです。極端な言い方をすると愛知県の負担が減ってきただけなので、そういう意味では大都市圏のところには私立高校がたくさんある、選択があって、そういうところは私学助成に力を入れているということが読めるのかなということでもあります。それからやはり所得については今回低所得者、それから中所得者もちょっと上乗せが増えましたし、低所得者はさきほどいいました授業料のラインまで来ておりますので、負担が増えるということはないと思います。

○委員長

ほかには何か。

ちなみに590万と610万というのが2つ出ていますが、これはどうしてですか。

○教育総務課長

これは国が分けてきましたが、愛知県はそのランクは一緒にしているということです。

○委員長

そうですね。どういう分けなんでしょう。

○教育総務課長

ちょっとこの辺はよくわかりません。

○教育長

ちょっと知りたいとこだね、わずか30万の間に線を引くというのは。

○教育部長

910万というラインを設けるのも、自民党と公明党の調整がありましたので、そこから辺の総合的な調整の中で決まってきたんじゃないですかね。

○委員長

どういう御家庭を想定しているのかなと、590万と610万というのは。よくわかりませんけど。

○教育長

ここで差がついていて、愛知県も590万未満のほうがはるかに多いということになると、この30万は考えないといけないですね。

先ほど委員さんの言われた質問、よく理解できないんですけども、愛知県は私学の補助制度が非常に充実しているということはこの表を見てわかるりますが、経済的に恵まれない子が私学に行くんではないかということですか、先ほどの質問は。

○委員

そうです。そういう傾向はないかなということですか。

○教育長

今、新城市内で見ると、いわゆる全国トップクラスの私学を目指す子供たちの家庭は比較的経済的に裕福だと思いますし、いわゆる普通の私学のところで経済的な格差があるかどうかについては、具体的な調査はしていませんが、市内の公立、新城高校、新城東高校、作手校舎をみたときに、定数からいうと十分公立に入れる余地があるわけです。経済的に困窮していて私学へ行くということは余り選択肢としてはないんじゃないかと思います。

○委員

この話から外れてしまうんですが、今言われた私学に行かれる子に高給家庭が多いんじゃないかという心配をされましたけど、基本的な、本当に根本的なところで言うならば、経済格差が学力の格差になってないかと。その中で行ける高校とか行けない高校というのが固定されてしまうんじゃないか、貧しいから公立だ私立だということではなくて、貧しいからなかなか学力が伸びない、裕福だからどんどん学力がついてくるとか、そういうふうな傾向はどうでしょうか、あるんでしょうか。

○学校教育課長

それは難しい問題でありまして、それが調査で所得別の成績なんていう調査があることはありますが、新城においてはそれを特に出しておりませんし、一般にそういうふうと言われる傾向もありますが、所得があれば塾へ通えたりとか、その辺のことについてそこまで深刻というか、困ったなという問題は聞いてはいません。

○教育長

学力学習状況調査の中にそういった項目がありましたか。

○学校教育課長

所得ですか。所得とは関係させてないと思います。

○教育長

文科省からは、別のデータから出ているのかな、根拠は。

○学校教育課長

学力学習状況調査は子供がやりますので、子供が家の収入はわかりませんし書けませんので、そういうのはやっていないですけど、別の調査はあるかもしれません。

○委員

本来そこを一番断ちたいサイクルですよ。貧しいからチャンスがないみたいな、そこまでの状況かどうかということももちろんあるんですけども、済みません、もし

データがあったらと思ったので。

○教育長

でも秋田県や福井県は、別に塾に行かなくたって全国学力テストの結果がトップをとっているわけで、塾に行ったからできるようになるというわけじゃないので、そこら辺をマスコミの扱い等が変だと思います。本来学力は本人の学ぶ意欲、姿勢によるものだと思います。塾なんか行かなくたってできる子はできるわけで、そこら辺をもっと扱わないといけないのに、経済的なことがあるから、家庭教師がつくからできるんだというのはおかしいと思う。確かにそういうことはあるかもしれないけれども、でも本来は本人のやる気だと思うんです。

○委員

それは地域でがんと、そんなに塾に行っていないはずの子たちがこれだけ結果を出しているというのは、その教育の気概を感じますし。

○教育長

学校中心の学習をしているということです。秋田にしる福井にしる。

○委員

そういうことですね。そういうのができるはずということですね。

○委員長

今でも例えば医者になりたいといって医者になれない人もいるかもしれないですね。世界のスタンダード、標準で見ると、やっぱり所得がないと高級な教育が受けられないという国々が結構あるようですが、比較的日本は、そういう嫌いは少しあっても、全部が全部そうなってるという感じはあまりしないですね。

○委員

今委員さんが言ったことでいうと、むしろ貧しいとか金があるとかということよりは、やはり生活が乱れた家庭、生活のリズムができてないからとか、そういうことが仮に貧しさと結びつくと、そういうようなことが言えるかもしれないなということは思います。基本的に本人がその気になってきちんとやっていたら、貧しいとか貧しくないとかということ余り関係ないんじゃないのかなということは思います。

○委員長

1つ済みません。この大きな書類の平成26年度の予算内示額というのが334万8,000円となっているんですが、これは何の数字ですか。

○教育総務課長

これは来年度の予算額で、これでとってあるので、今回の改正で余裕ができますので、来年はそのままで、もし今年のようなやり方でもう少し増えても対応がきくという形です。

○委員長

そういうことですね。今年はだから255万6,660円が予測ということですね。

○教育部長

ちょっと補足で、この大きな表の左側が現行制度なんですけど、これは国が高校の授

業料を無償化という前民主党政権が打ち出したことですが、それが打ち出されまして、実際に予算が執行されたのが平成22年、2010年からであります。当時、国がそういった新しい制度を導入するということに対しまして、県がどういう既存の制度、この制度を改正していくのかというのがわからない段階で、市は当初予算を組まなければならないという状況が発生いたしました。なかなか県の細かな制度改正の内容が伝わってこなかったものですから、22年度当初予算は半ばちょっと見切り発車というようなことをしました。ただ、国がこの所得制限をなくして全て補助金を出しますよ、いわゆる無償化について出しますよというところまで、うちのほうは県の補助金がよくわからないうちに、従前の県の補助金の20分の1というような形で制度をつくってしまったものですから、その他の部分にも市の上乗せ分がついてしまっているという形でありました。そのままずっと今まで来たんですが、先ほど教育総務課長が説明をしたように、基本的な考え方というのは公私間格差の是正という部分を軸に考えておりました。国のその他の部分につきましては、これは公私間格差ではなくて、要は高校の授業料無償化ということで出してきた部分なので、この部分については公私間格差の是正という理由は立たないということで、今回大きく制度が見直されますので、この機会に外したらどうかということで御提案をさせていただきました。これをお認めいただければその他の部分につきましては、もう市の補助金はないという形でやっていきたいと考えます。

先ほど委員さんからも御意見をいただきましたが、この840万という収入が実際どうなんだということですが、これが非常に負担になるのかどうなのかということを考えてときに、高校へ行かせられないというほどの負担ではないであろうという判断を今回させていただいたということで、制度そのものについては縮小がかかっていくということですが、こういった形でやらせていただきたいという御提案です。

以上です。

○教育長

具体的なお金の流れとして、例えばこの甲Iの案でいうと、月々3万4,545円の補助がつくと、約3万5,000円の補助がつくわけなんだけれど、これというのは具体的に市からそれぞれの口座へ振り込まれるわけですか。

○教育部長

これは学校です。この補助制度はそれぞれの御家庭が補助金の申請者になりますが、お金のやりとりを個々にやりますとものすごく煩雑なものになるものですから、各高校でそれぞれの御家庭から委任状をとっていただきます。その分については市から学校へ払います。

○教育長

ということは、この3万5,000円が学校へ1人分行くと。授業料は今私学は幾らぐらい。

○教育部長

年間で40万ちょっとぐらいですね。

○教育長

ぴったりということ。授業料は私学でも無償ということ。

○教育部長

甲Ⅰになりますと負担がないです。

○教育長

私学に行くのも公立に行くのも皆無償と。

それなら私学希望が増えるわけで、ただ経済的なものがあるわけですね。

○教育部長

そうです。

○教育長

じゃあもう一つ、910万以上の家庭については補助金が一切ないから、これについては各家庭で公立も私学も学校へ授業料を振り込んでいるということですね。

○教育総務課長

公立は今まだ無償化ですけども、これからは払うことになるということです。

○教育長

これから払うわけね。だから910万未満の人は、その差額を私学へ納めているということなんですね。

○教育総務課長

そうです。だから学校の授業料から、その分を引いて請求が来る形になります。

○教育長

だから経済的な困窮世帯でも、もうほぼ無償に近い状況になっているというのが現実なんですね。

○教育部長

22年に制度を発足させたときに、特にこの甲Ⅰとか甲Ⅱのところは、試算をすると年間数百円の負担になっているんです。そんなのないに等しいようなものですね。

○教育長

困窮家庭の子供にとっても、学ぶ機会は最大限保障されているというのが現状なんですね。

○教育総務課長

1つだけ、補足をお願いします。説明をしながら気づいてしまって誠に申しわけありませんが、今回新しい制度については新1年生からということで、新2年生、新3年生は現行制度が続きます。今回の改正案は、別表1、別表2というところからその他の欄を削除した形ではありますが、これはあくまでも新1年生の表でありますので、新2年生、新3年生の分が欠如してしまう形ですので、表記の仕方がこのままではいけないため、再度修正させていただいて、次回の教育委員会で修正案を御報告させていただきたいと思っております。

○委員長

では、これは次回でよろしいですか。

○教育総務課長

はい。最終的には委員会決定ではなくて要綱であり専決事項ですので、御承認いただいて専決をするという手続きになります。

○委員長

わかりました。

それでは、次回また修正したものということでよろしく申し上げます。

では、(3)番、平成25年度長篠城址史跡保存館歴史講座について、文化課から申し上げます。

○文化課参事

それでは、平成25年度の長篠城址史跡保存館の歴史コーナーについて御報告申し上げます。平成25年度は別紙に書いてありますように、大きなテーマとして「長篠合戦参戦武将とその子孫たち」というテーマで武田方が山県と土屋を取り上げました。それから徳川方として本多忠勝と、新城の菅沼、それから奥平の家臣で林主水というものを取り上げまして、座学で計5回、外部講師を3人、内部講師として私と湯浅が担当しまして、計5人で座学を担当させていただきました。それから毎年好評を博しておりますバスによる視察ですが、バス2台で静岡県の島田市にあります国の指定史跡の諏訪原城と、それから島田市の博物館へ行きました。参加者が当日2人の欠席者がありまして、最終的には67名ということでした。それから申し込みの状態ですが、鳳来開発センターの3階大会議室で、130人の申し込みを受けまして、受講者の数が延べで526名、平均88名という非常に大勢の歴史ファンの方に受講していただいております。昨年度も非常に好評を博しましたけども、今年もこういった戦国のテーマでやったところ、やはり皆さん戦国時代というのは好きなんだなということをつくづく思った次第でございます。以上です。

○委員長

ありがとうございました。何か御質問はございますか。

ちなみに受講者の年代層はどんな感じですか。

○文化課参事

やはり60代以降の方がほとんどです。

○委員長

女性はいらっしゃいますか。

○文化課参事

女性もみえます。少し特徴的だったのが、五、六人ですが若いお母さん方も参加をしておられました。毎回ではなかったのですが。以上です。

○委員長

はい。そのほかには。

○委員

私も現地学習会に用事が入っていたもので参加できなかったんですが、この諏訪原城も武田の城ですよ。だから興味があって行きたかったのですが、来年はこの現地

学習会の予定はもうできていますか。

○文化課参事

まだ3月議会前ではありますが、この前、保存館の審議会を開催させていただきまして、審議会の先生方に説明申し上げておりますが、来年は保存館がちょうど50周年の記念の年に当たるので、歴史講座を2部構成にします。それで1部は信長の世界再発見ということで、例えば信長公記の話だとか、それから安土城の話だとか、本能寺の変の黒幕の話だとか、そういった非常に皆さんの興味をそそるような話で講師陣をそろえています。そして、際立ったところでは奈良大学の先生で千田先生という、この長篠保存整備委員会のメンバーでもございますが、その先生が文庫本で「信長の城」という本を出されていて、11月15日に御講演をしていただくように決まりました。それで、当然そうなりますと現地学習会は安土城なんです。安土山へ登ったりして現地学習会は考えています。それから、2部は私が奥平の最新情報を3つほど、奥平の世界再発見ということで2月から4月まで担当しようと計画しています。そういう2部構成ですので、いつも1,500円受講料をいただいておりますが、ちょっと値上げして2,000円を負担いただき、皆さんに楽しんでもらおうと考えていまして、50周年の一環として、従来の講座より厚みを増した、2階建ての講座にしたいと考えております。

○委員長

ほかに何かございますか。よろしいですか。

日程第4 その他

○委員長

日程第4 その他、(1)新城市総合計画審議会委員の選出について、教育総務課、お願いいたします。

○教育総務課長

新城市総合計画ですが、お手元の資料にありますように、委員長宛てに企画部企画課から審議会委員推薦の依頼がありました。教育委員さんから1名出てほしいということです。内容はその依頼文の真ん中辺にあります。平成27年度から総合計画後期基本計画の期間が始まるに当たり、市では平成26年度中に後期基本計画及び実施計画の策定を予定しているということでもあります。今現在も中期計画という形で進んでおりますが、今後最後の後期計画、この総合計画の後期に入っていく計画づくりを進めていく、それからその計画に対する審議をしていただく委員さんをいろんな行政委員の代表の方、それから大学の先生とか、そういう計画審議会というのがあります。そこで議論をしていただくということで、推薦をお願いしたいということです。

会議については次のページにスケジュールがありますが、左側の実施項目の3行目、総合計画審議会の開催全5回というふうにあります。毎月はできないので、1カ月に1回、または2カ月に1回という表現で、5回ぐらいをとということでもあります。状況によってはもう少し集まっていたかどうかかもしれないということでもあります。最後の

答申が2月ということですが、1回目は6月を予定しているそうです。4月18日までに推薦をという依頼が来ております。3月の委員会でも結構ですが、もし決めていただければきょう御推薦の協議をいただきたいと思います。以上です。

○委員長

どなたかやりたいという方がいらっしゃればお受けいたします。

○委員

3月14日に臨時教育委員会の会議がありますが、そのときでもいいわけですか。

○教育総務課長

全然構わないです。今年度中に企画課へ通知すれば結構です。来年度こういう形で企画課が計画しているということを周知させていただきました。

○教育長

3月14日は人事の会議が秘密会議ですね。

○委員

じゃあその際に皆さんで話し合うという方法もいいですよ。

○教育総務課長

はい。それではその時でお願いします。

○委員長

特に質問はありますか。この委員は何をすればいいのかとか。

どんな形で、その総合計画をつくるかというところにいるんですよ。

○教育総務課長

市民会議でなくその上の審議会なので、計画自体はその担当部局がつくってきたり、市民の委員さん等の意見を聴取しますので、そこに対しての方針であるとかそういうことの審議だというふうに考えています。

○委員

この中心になる事業はどういうことですか。

○教育総務課長

中心になるというか、いわゆる全事業でありますので、教育だけではなくてあらゆる市の行政事業全般です。教育分野でないことも審議に当たることもあります。市の全体の運営方針に係ることという概念です。

教育のだけ教育委員さんにやってくださいということではなくて、全体の議題が上がってくるものだと思います。

○委員長

よろしいですか。

それでは(2)臨時教育委員会会議について、学校教育課をお願いします。

○学校教育課長

今の話題にも出ていましたが、人事に関する会議ということですが、3月14日金曜日、午後1時半から教育長室で行いたいと思います。皆さん、御都合はよろしかったでしょうか。

○委員長

どうしてもだめという方はいますか。

○委員

時間はどれぐらいですか。

○学校教育課長

1時間ほどで終われるかなと思っております。

○委員長

では3月14日の臨時教育委員会等をお願いいたします。

他には何かありますか。

○スポーツ課長

一点お願いします。ここにはないですが、前回の教育委員会の折に、日程第4(5)で新城市山村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について御報告をさせていただきましたが、全庁的に今回は消費税のみの料金改定ということで統一がなされまして、山村広場の設置条例の一部改正につきましては取り下げということになりましたので報告します。よろしくをお願いします。

○委員長

はい。わかりました。

○学校教育課長

連絡を2点お願いします。1つはそれぞれの机の上に置かせていただきましたけども、卒業式の案内、中学校分と小学校分がございますので、それぞれお願いします。小学校につきましては励ましの言葉、中学校は告辞というのをそれぞれ読んでいただきますが、今準備しておりますので、その式の1週間ほど前にお届けしたいと思っておりますので、当日それを読んでいただくということになりますがよろしくをお願いします。

もう一つは部活動検討委員会ですが、2月26日水曜日ですが、それぞれ川口委員さんと花田委員さんには出ていただけるということですので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長

卒業式はあるんですが、入学式の出席というのはないでしたね。

○学校教育課長

ありません。地元で何か依頼があれば別ですけど、原則はありません。教育委員さんとしては行くことはないです。

○委員長

ほかに何か連絡事項がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

○委員

暑さ対策で少し前に新聞に小さく載っていたのですが、みよし市が学校の全教室にエアコンをいよいよ設置するという予算をつけたみたいですが、新城市ではそういう検討はするのでしょうか。

○教育部長

近年、特に夏場はものすごく暑くなってきたということで、暑さ対策を何とかしなければいけないということで考えております。ただ、エアコンを設置というところまではなかなか行かないものですから、当面は扇風機を各教室につけようということで、実はこの3月の補正予算に予算要求を出しました。ところが予算査定で落とされました。しかし、やはり暑さ対策を何とかしなければいけないということで、とりあえず今年度中に予算の残額をかき集めまして、できるところはやることにしました。それから全てできないものですから、特に大きな千郷小、中学校などにつきましては、年度が明けてから整備をして行けるように予算確保をしていきたいと思っております。

もう一つは、暑さ対策以外に例のコバエの対策もありまして、それもやはり扇風機があるとないとでは大分違うようであります。まとわりつくものを吹き飛ばすということです。ある学校では、去年は大きな扇風機を廊下の入り口のところに置いて、ぶわっと風をかけてコバエが入りにくいようにした学校もありました。ですので、扇風機を回せば少しは違うかなという気がしておりますが、そういった対応を当面はとっていきたいと考えております。エアコンについては、なかなか今の段階では非常に難しいというのが現状であります。以上です。

○委員

みよし市というのは、あそこは財政が豊かなところですか。トヨタ関係で。

○教育部長

いいです。

○委員

教育が大事、教育が大事と言いながら、公共施設でエアコンがないところなんて今はほとんどないと思っております。かつて日本がまだ貧しい時代でも、学校には立派なピアノをバンと入れました。今は、エアコン、学校は最後という感じで、エアコンぐらいつけて子供たち、先生、頑張れ、というようなことを早くしてほしいと思っております。

○委員長

大分エアコンの普及率は上がってきましたよね、小学校、中学校については。

○教育部長

今までは特に保健室のエアコン、やはり体のぐあいが悪くなって行くところですので、まずはそこが一番最初だろうということで設置をしてきました。あと校長会要望等から上がっている件で、校長室のエアコン設置、お客さんが見えるということでそれも上がってきており、今回それもあわせて補正予算の要求で上げたんですが、完全に振り返りになったというような形であります。これについても年度が明けてから主要事業という、基本的な主な事業の計画というものがあるんですが、その中に少し載せて足固めをしていこうかなと思っております。

それともう一つ、先ほどのコバエ対策に関係するのですが、給食調理室の中の空調というのも、実は昨年東郷中学校はかなりコバエが発生してひどかったんですが、サッシを閉めただけでは入ってきてしまうんですね。サッシのレールのところに、すき間があいているものですからそこから入ってきてしまうということで、完全にテープ

で目張りをしなければならぬ。その中で給食をつくるなんていうのは、とてもじゃないですが暑くなってできる話じゃないですが、そういった状況がありますので、調理室にエアコンを設置するというのもやっていこうと予算要求をしたんですが、それもだめだったということです。これについても何か方法を考えていかないといけないと思っています。これはたまたまなんですが、名古屋工業大学のある先生がハエ取り紙みたいなものを研究してみえて、ただコバエについてはまだ実験したことがないのでありますが、そういった大学との連携もとっていく。それからコバエは多治見あたりでも結構困っていて、抜本的な対処方法が現段階ではなかなか見つからないというのが現状ですが、そういったところの情報も得ながら対策を講じていきたいなと思います。いわゆる虫が湧くということですので、そういった場合には湧くもとを断ってしまうというのが一番いいのですが、ただ腐葉土があるようなところで湧くそうなんです。例えば東郷中学校なんかですと、校舎の裏は山ですね。そこを昔みたいに一斉消毒をざあっとやれば、多分一発で済むのかなという気がします。そういったことは今はできなくなってきたということ。いわゆる薬剤を散布するというのは基本的にだめだということなので、どうしても防御をするという、そういった対策しかとれないというのが現状ですので、いろいろな情報を得ながら対策を考えていきたいと思っております。

○委員

先ほどの件で、扇風機が予算化できなかった、切られたという、その切った理由というのは何ですか。

○教育部長

予算編成の仕組みというものに少し瑕疵があるのかという気はするんですが、3月の補正予算ですので、一斉にどんとやろうとすると年度末までにどうしても完成しないんです。全部設置し切れません。そうすると年度を越して設置工事をしなければいけない、そういう場合に予算というのは繰り越しをしなければ使えないんです。その繰り越しがやや目立つから、何でもっと早くやらなかったのかというような理由が査定理由なんです。これはこちら側にもそれなりの事情がありまして、そういった事情がうまく査定の中で反映されなかったのかなというような気はしますが、予算で査定をされてしまったんですけども、いやいや、そんなものじゃないということで、その後財政部局と交渉いたしまして、現予算を使うとかで対応させてもらうというような話で調整がついております。

○委員

いろんな地域、今はどこの小学校も扇風機ぐらいは欲しいと当然思ってもらえるとは思いますが、実はもううちの学校は扇風機があるからと言われる学校もありますよね。扇風機のことに限らずいろんな事業があって、自治区の予算みたいなものもあってという状況で、ぜひそちらのほうも生かしていただきたいなというふうに思うんですが、実際その地域自治区でこれは交付金事業、これは自治区予算、これは市の本体でやるべき事業というふうなことが、うまくこなせて委員の皆さんが考え

てらっしゃるとちょっと思えないんです。その辺のことはうまく、地域の子供たちのためのことなので、自治区予算を使ってやっていただくにふさわしい事業もたくさんあると思うんですけども、それは本体でやってよ、これは自治区でやるよというのをうまく振り分けるというのは当然地域地域で違うと思うんですけども、うまくつくっていけないかなど。それがなくともうまく地区の予算を、学校というか子供を育てるところに引っ張ってくるのに、目が向かない地域は目が向かないままで行ってしまうかなという気がします。

○教育部長

地域自治区が去年の4月に立ち上がって、恐らく地域協議会のメンバーの方々も、まだしっかりと腹に落とし込んでというような状況ではないと思います。ですので、それとこの地域自治区予算というものが、この新年度予算から初めて計上されるというものもありまして、まだスタートした直後ですのでまだまだ未成熟な部分がありますし、それに携わる方々の意識というものもしっかりしてないという状況だと思います。それぞれの地域の特性で、自分たちの地域はこんなふうに、自分たちで方向づけをしてやっていきましょう、そのためにかかる費用というものは、一応限定なんです。がうちで用意いたしましょうというのが地域自治区なんです。ですので、今後だんだんと制度がこなれてくるのを待つのかなという気がしております。それとやはり自分たちだけで考えているのではなくて、ほかの自治区ではこんなことをやってるよ、あんなことをやっているよというようなものを、自治区間同士で情報交換をし、情報共有して、その中でこれはいいね、自分のところでも何とかできないかなというような気づきも生まれると思いますので、そういったことを今の市民自治推進課のほうでは将来的なものとして思い描いているはずですので、その辺の制度の成熟、そういったものを待つのかなという気がしております。委員さんはそれに携わってみえるものから、そういった場でいろんな御発言をしていただければ、この意識の醸成といったものが進むかなと思います。

○委員長

このエアコンの話は自治区で予算化したほうが早いような気もしますけど。

○教育部長

早いでしょうね。ただ相当な経費をかけないといけない、学校は幾ら小さな学校でもやはり建物が大きいので、各教室にそれぞれエアコンをとというと、普通の家庭用のエアコンなんかでは全然だめで、業務用のエアコンを設置するようになるので、そうするとものすごく費用がかかります。恐らく全小中学校をやると数億です。ですからちょっと自治区予算というわけにはなかなかいかないところです。

○委員

例えば今度の作手小学校なんかはエアコンの設置を考えていますか。

○教育総務課長

作手は今現在教室についてはエアコンという概念は持っておりません。ただ地元の会議の中で詰めていく中で、もしかすると出るかもしれないですが、基本的に教育委

員会としては教室に取り組んでいくというのは考えていません。

○教育部長

黄柳川小学校でもそうですし、今度の作手小学校でもそうですけども、従来型の校舎、鉄筋コンクリートで四角い校舎という建物を考えておりません。今はなるべく風通しがいいというか、風がスムーズに抜けるような構造というものを設計段階で組んでいますので、今までの鉄筋コンクリートの校舎よりは理論上は快適なはずなんです。黄柳川小学校の今後を見ても必要がありますね。どのぐらい実際に効果があるのか。こういった設計を初めて取り入れたのは、八名中学校の屋内運動場です。あそこはアリーナに武道場を併設したものですから、ちょっと南北の風通しが悪くなるという懸念がありました。設計の段階でこの辺は特に注意をして、より効果が出るような形で設計をしてほしいということを設計事務所をお願いして建てまして、最初の夏に校長先生にどうですかねというのを聞いてみたら、結構いいという返事が返ってきたものですから、それなりに効果はあるのかなという気はしております。その後の新城小学校の屋内運動場、それから黄柳川小学校についても熱気がすっと上に抜けるような構造になっておりますので、それなりの効果はあるのかなと思っています。

○委員長

それではそのほか、何かございますか。

それでは、次回の定例会議ですが、3月24日月曜日ですが皆さん御都合は。というか、僕がだめなんですけど。この週は厳しいですね。

○教育長

25、26ではどうですか。

○委員長

皆さんはどうですか。

○委員長

25、火曜日はいかがですか。

○委員

いいです。ただ卒園式ですので、始まりをちょっと遅くしておいてもらったほうがいいかもしれません。

○教育部長

4時からアメリカのロアノークの俳句交流表彰式があるので、そちらにどうしても行かなければならないので、3時50分ぐらいまでに終わればいいです。

○委員長

では25日火曜日の2時から、研修会なしで教育委員会を始めて、終了は3時半を予定ということでよろしいですか。

それでは、2月の定例教育委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記